

# 登米市 ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金

登米市では、産業の振興と雇用創出の拡大を図るとともに、新しいサービス産業の創出を目指すため、「登米市 ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金」を交付することにより、進出する企業の初期投資軽減への支援を行っています。

## 1. 対象となる企業

- ①情報通信業（日本標準産業分類における大分類Gのうち、通信業及び放送業を除く事業所）
- ②デザイン業（日本標準産業分類における大分類Lのうち、デザイン業を行う事業所）

## 2. 交付の要件

- ①本市に事業所を新設し、市内に住所を有する者を常時雇用従業員として新たに1人以上を継続して1年以上雇用する企業者
- ②本市における事業活動を、奨励金の交付対象企業者として指定を受けた日から5年以上継続して行う企業者

## 3. 交付の内容

奨励金の種類	奨励金額	申請期間
投資奨励金	<ul style="list-style-type: none"><li>●土地を除く建物・設備等に係る<u>投下固定資産額の10%を交付</u>（上限300万円）</li><li>●償却資産を除く建物、設備等を賃借する場合は、<u>賃借料12カ月分の20%に投下固定資産額の10%を加えた額を交付</u>（上限300万円）</li></ul>	操業開始の翌年の4月1日から翌々年の3月31日までの間で指定した日
雇用促進奨励金	<ul style="list-style-type: none"><li>●操業開始後、1年以上雇用している<u>市内在住の新規常時雇用従業員数1人につき5万円</u>（市外から移住した新規常時雇用従業員については、1人につき10万円を加算）<u>を交付</u>（上限30万円）</li></ul>	交付を受けようとする年度の4月末日まで
通信回線使用料奨励金	<ul style="list-style-type: none"><li>●操業開始から<u>12カ月分の事業の用に供した通信回線使用料の6分の1を交付</u>（上限50万円）</li></ul>	操業開始から12カ月分までの通信回線使用料支払後3カ月以内

※奨励金の交付を受けるには、事前に交付対象企業者として指定を受ける必要があります。業務を開始する30日前までに指定の申請をする必要がありますので、提出書類など詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】宮城県登米市 産業経済部 地域ビジネス支援課 企業振興係

TEL:0220-34-2706/FAX:0220-34-2802/E-MAIL:chikibusiness@city.tome.miyagi.jp